

# 都市ガス契約条項兼重要事項説明書

締結後交付書面

本書面および申込用紙、料金表等別紙の内容を十分にお読みください



都市ガス

書面交付日 年 月 日

契約年月日 年 月 日

供給開始(予定)日 年 月 日

供給地点特定番号 012000

交付店名および交付者氏名

本書はガス事業法および特定商取引に関する法律の規定に従い、ガス供給契約を締結するに当たり重要な事項を説明するものです。別途当社ガス小売供給約款、料金表、北海道ガス株式会社託送供給約款をあわせてご確認ください。

|                                                                                                                                                                                                                                                            |                                          |             |                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------|
| <b>ガスワン&lt;都市ガス&gt; ガス小売事業者(契約当事者)</b> 株式会社いちたかガスワン ガス小売事業者登録番号:B0057<br>〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地 代表者 佐藤勝治<br>お問合せ窓口(契約の変更、解約、キャンセル、ガス機器のご相談等)<br>※ガス漏れ・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします<br>電話 0120-296-365 Eメール customercenter@ichitaka.co.jp 受付時間:24時間 |                                          |             |                                                        |
| 申込方法                                                                                                                                                                                                                                                       | 申込用紙または Web フォームに必要事項を記載し提出いただきます        | 役務の内容・供給エリア | 都市ガス小売供給(当社ガス小売供給約款等による)                               |
| 契約期間                                                                                                                                                                                                                                                       | お客さまからの申し込みを当社が承諾してから、当社が解約手続きを完了するまでの期間 | 提供時期        | 本書「供給開始予定日」等をご確認ください                                   |
| 契約メニュー・料金                                                                                                                                                                                                                                                  | 申込用紙または Web フォーム、別紙料金表および本書に記載の通り        | ガスグループ      | 13A                                                    |
| ガスの計量方法                                                                                                                                                                                                                                                    | 一般ガス導管事業者設置のガスメーターにより計量                  | ガスの熱量       | 最低熱量 43.5 メガジュール/<br>標準熱量 45 メガジュール                    |
| 請求締日                                                                                                                                                                                                                                                       | 原則検針日の属する月の 翌月 20 日                      | ガスの圧力       | 最高圧力 2.5 キロパスカル/<br>最低圧力 1.0 キロパスカル                    |
| 支払期日                                                                                                                                                                                                                                                       | 原則検針日の属する月の 翌々月 15 日                     | 燃焼性         | 最高燃焼速度 47/最低燃焼速度 35<br>最高燃焼ウォッペ指数 57.8/最低燃焼ウォッペ指数 52.7 |

## 供給開始予定日

申込用紙または締結後交付書面をご確認ください。

## 料金の支払い方法

原則、クレジットカードまたは口座振替といたします。支払日はカード会社または金融機関等によって異なります。ただし、代理店に支払い方法の定めがある場合には代理店の定めによります。

## 料金の支払期日

原則として支払義務発生日の翌々月 15 日といたします。

## 電気または灯油の供給契約を締結されている場合の一括支払い

お客さまが、当社が販売する灯油または株式会社エネワンでんきが販売し当社が取り扱う電気の供給契約を締結されている場合、契約解除時を除き、ガス、電気および灯油の料金は一括してお支払いいただき、お支払額が合計額に不足する場合には、各料金の額に応じて按分して充当されるものといたします。

## 解約金

お客さまは、当社が一般ガス導管事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額を当社にお支払いいただきます。

## 再請求手数料

支払いが滞り、期日までに引き落としが確認できなかった場合、振込用紙が郵送されます。この振込用紙にてお支払いいただけない場合は翌月の請求書に督促文が表記されます。督促文の

ついた請求書の金額が引き落としにならない場合は、再請求手数料 330 円(税込)を別途申し受け、またお支払い方法の変更をお願いさせていただく場合がございます。

## 解約・契約変更の方法

(1) ガスの使用を終了しようとする場合は、原則として、終了期日の 15 日前までに、当社に通知していただきます。この場合、当社または当該一般ガス導管事業者が終了期日に供給を終了させるための適当な処置を行なうにあたり、必要に応じてお客さまに協力していただきます。なお、他のガス小売事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡頂く必要はなく、切り替え先のガス小売事業者へお申込みください。

(2) 契約変更については、上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、料金プラン等の変更をされる場合は、原則として、お申込み月の検針日の翌日から適用しますが、間に合わない場合には翌検針日の翌日から適用します。

## 料金調定の方法

検針日の翌日から次の検針日までの期間、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターの値に基づきガス料金の算出を行います。

## 供給の制限等

当社または当該一般ガス導管事業者は以下の場合、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客さまにガスの供給の使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。

- 1.災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
- 2.ガス工作物に故障が生じた場合
- 3.ガス工作物の修理その他工事(ガスメーター等の点検、修理、取替えを含みます。)を施工のため必要がある場合
- 4.法令の規定による場合
- 5.ガス漏れまたはガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
- 6.保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
- 7.その他当該一般ガス導管事業者の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合、または発生するおそれがあると認めた場合
- 8.その他託送供給約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当する場合

#### 契約に関わる注意事項

1. 当社へお申込み前にご利用されていたガス小売事業者(以下、旧事業者 という)との間で締結された契約内容に、違約金等の解約に係わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、当社へお申込み手続後または供給開始後に上記違約金等を請求される場合があります。また、以下の旧事業者との取引またはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等について、当社へのお申込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。

●特典およびポイントサービス

●割引メニューまたは割引サービス

●各種照会サービス

●その他旧事業者との取引に係るサービス等

2. 当社はお客さまへガスを供給するために、当社と一般ガス導管事業者との間で託送供給約款に基づき託送供給契約を締結いたしますが、託送供給等約款に、お客さまにお守りいただく事項等がございます。お守りいただけない場合は当社が契約を解除し、一般ガス導管事業者によりガスの供給を受ける他のガス小売事業者に切替えていただくことがあります。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。

●当社または当該一般ガス導管事業者が、ガス小売供給約款または託送約款等に基づき、必要な業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

●お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

●お客さまは、当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

3. お客さまが以下の事項に該当すると当社が判断した場合、当社は解除日の 15 日程度前および 5 日程度前までに書面での通知をした上で契約を解除することがあります。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。

●お客さまが料金(この契約以外の料金を含みます)を当社の定める支払期限を経過してなお支払わない場合

●お客さまがガス供給約款により支払いを要する料金以外の債務を支払わない場合等ガス供給約款に違反した場合

●お客さまが反社会的勢力であると判明した場合、もしくは反社会的勢力と判断される状態となった場合

●託送供給約款に基づき、一般ガス導管事業者によりお客さまに対するガスの供給が停止されている場合

4.

当社は、料金改定をする場合があります。改定を行う場合は、書面またはホームページにて通知するものとします。

5. 原料費調整制度は、お客さまの契約地点のある、特定小売

供給を行うガス小売事業者の公表する原料費調整制度に準用するものとします。公表がされなくなった場合は、当社独自の原料費調整制度を作成・公表し、この制度に従って原料費調整を行うものとします。

6. 当社がお客さまにガスを供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般ガス導管事業者から求められた場合、または当社が施設する場合、その費用について、ガス小売供給約款に基づき、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。また、お客さまにその負担で施設していただく場合がございます。詳細はガス小売供給約款をご参照ください。

## ガス小売供給約款(抜粋)

### 5 実施細目

本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じて本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、当該一般ガス導管事業者がお客さまとの協議が託送約款等の実施上必要であると判断した場合には、当該一般ガス導管事業者と協議していただきます。

### 6 供給契約の申込み

(2)(1)による供給契約の申込みについて、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾の上、申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客さまに承諾書等を提出していただくことがあります。

イ 託送約款等に定める需要家等に関する事項を遵守すること。

ロ 当社が、供給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般ガス導管事業者が託送供給のために必要とする事項について、当該一般ガス導管事業者に提供すること。

ハ 当社が、ガス事業法令に定める直近のガス機器調査の結果(供給開始時において開栓をともしない場合に限り。)等、供給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から提供を受けること。

### 11 承諾の限界

当社は、以下の各号に掲げる場合には、お客さまの供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、当社は、お客さまに対し、その理由をお知らせいたします。

イ 当社ないし当該一般ガス導管事業者の責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合

ロ 料金その他の債務の不履行がある場合(既に終了しているものを含む当社とお客さまとの他の契約の料金その他の支払債務を支払期限日を超過してなお支払われない場合を含みます。)

ハ お客さまが本約款等の内容を承諾していただけない場合

ニ 当該一般ガス導管事業者の託送約款等に定める事項についてご協力いただけない場合

ホ お客さまの構内または建物内に設置された供給施設またはガス機器(不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸かし器等を含みますが、これに限られません。))について、ガス事業法等で定める技術上の基準に適合していない場合

ヘ お客さまの構内または建物内に設置された供給施設またはガス機器について、当該一般ガス導管事業者または他のガス小売業者が、保安上の必要性から、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求めたにもかかわらずこれらの措置が実施されていない場合または使用をお断りしている場合

ト その他やむを得ない事情があると当社が判断した場合

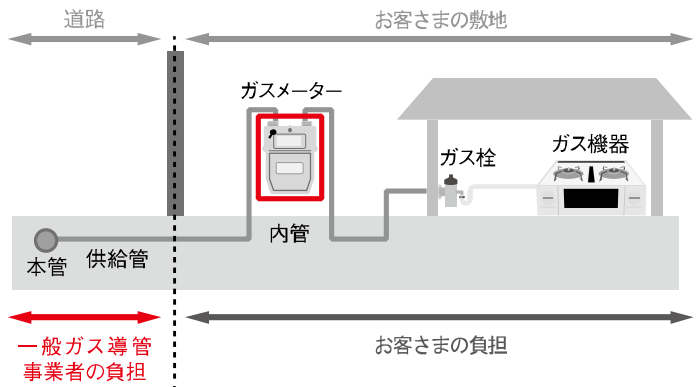
### 24 適正契約の保持

当社は、お客さまとの供給契約がガスの使用状態に比べて不適当であると当社が認識した場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

### 26 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社および当該一般ガス導管事業者の係

## 供給施設等の工事等に関する費用負担と保安責任について



赤線部分は一般ガス導管事業者の所有設備ですので、工事や修理の際には費用負担はありません。それ以外の敷地内機器および設備における工事や修理の際お客さまのご負担となります。内管およびガス栓等を含むお客さまの敷地内機器および設備についてはお客さまの責任において管理していただきます。ただし、一般ガス導管事業者は、お客さま所有の供給設備について検査および緊急時の応急措置等の保安責任を負います。また、ガス機器について、当社はその調査を実施します。なお、お客さまが当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、当社は賠償の責任を負いません。

員は、所定の証明書を提示いたします。

(1)40(周知および調査義務)による周知および調査のための業務

(2)9(供給の開始)、27(供給の制限等)、28(供給の停止)、29(供給の制限等の解除)、34(供給契約の終了)または 35(解除等)により必要な処置

(3)供給施設の検査のための作業

(4)当該一般ガス導管事業者の供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業

(5)17(ガス使用量の算定)(1)により料金を算定するために行う検針に係る業務(ガスメーター等の確認作業等を含みます。)

(6)ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替えの作業等当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務

(7)その他保安上および契約上必要な業務

### 30 違約金

(1)お客さまが不正にガスを使用し、料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2)(1)の免れた金額は、この本約款等に定められた供給条件に基づいて算定された本来の料金の金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3)不正に使用した期間が確認できない場合は、6か月以内にお客さまが不正にガスを使用したと推測される期間として当社が決定した期間をその期間といたします。

### 31 損害賠償等

(1)託送約款等に定める託送供給の制限、停止または中止の事由に該当し、お客さまがガスの使用の制限、停止または中止を行わなかったことおよびその他お客さまの責めとなる理由により、当該一般ガス導管事業者が損害を受けた場合で、託送約款等に基づき、当社が当該一般ガス導管事業者から賠償の請求を受けたときは、お客さまは、その賠償に要する金額を、当社が定める日までに、当社に支払うものといたします。

### 34 供給契約の終了

(1)お客さまが当社からガスの供給を受けることを終了しようとさ

れる場合は、廃止の期日の 15 日前までに、当社に通知していただきます。

この場合において、ガスの供給を受けるガス小売事業者を当社以外の他のガス小売事業者とする場合を除き、当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日にお客さまへの供給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(3)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、供給契約の終了後、ガスメーター等当該一般ガス導管事業者所有の供給施設をお客さまの承諾にかかわらず引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

### 37 ガス工事

#### ーガス工事の施工者等ー

(1)当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合においてガスを新たに使用するためまたはガスの使用状況を変更するためのガス工事については、当社または当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が託送約款等に基づき承諾、見積・設計・施工いたします。

ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人等に申し込んでいただき、託送約款等に基づき見積・設計・施工させることができます。

#### ー供給施設の所有区分ー

(2)内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(3)お客さまのために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(4)お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される整圧器は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(5)お客さまの申込みによりそのお客さまのために設置される昇圧供給装置は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。

(6)ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。は、お客さまに負担していただきます。なお、ガスメーターの検定期間満了による取替え等、当該一般ガス導管事業者都合により工事が発生する場合には、これに要する工事費は当該一般ガス導管事業者が負担いたします。

(7)供給管は当該一般ガス導管事業者の所有とし、これに要する工事費は、当該一般ガス導管事業者が負担いたします。ただし、お客さまの依頼により供給管の位置替えを行う場合には、これに要する工事費(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。は、お客さまに負担していただきます。

#### ー修繕費の負担ー

(8)お客さま所有の供給施設の修繕費(修繕、改修、取替え等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたもの)といたします。はお客さまに負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたします。

#### ー供給施設の設置承諾ー

(9) 当該一般ガス導管事業者は、3(定義)(10)の境界線内において、そのお客さまのために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、お客さまは、その場所が借地、借家または私道であるときは、あらかじめ当該土地および建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得てお

いていただきます。また、門口等、3(定義)(10)の境界線内に標識を掲げさせていただく場合があります。

(10)その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。

### 38 工事費等の支払いおよび精算

(1)当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の規定によりお客さまに負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日(ガスメーターの取付作業を含む工事に当たってはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。)の前日までに全額申し受けます。内管およびガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは当該一般ガス導管事業者が留保するものとし、お客さまは当該一般ガス導管事業者の承諾なしにこれらを使用することはできません。

(2)当社が当該一般ガス導管事業者から、託送約款等に基づき、お客さまへのガスの供給にともなうガス工事等に係る工事費、工事負担金、設備負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、お客さまは、その金額を、当社が定める日までに、21(料金その他の支払方法)(2)に定めるところにより当社に支払うものといたします。

(3)当該一般ガス導管事業者から、工事完了後、工事費、工事負担金または設備負担金等の精算を受けた場合は、当社は、工事費、工事負担金または設備負担金等をすみやかに精算するものといたします。

### 39 供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1)内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客さまの資産となる3(定義)(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法等の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、お客さまの承諾がえられないことによって検査ができなかった場合等、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客さまが損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法等の定めるところにより、3(定義)(11)に規定する内管およびガス栓ならびに3(定義)(14)に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾をえて検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査の結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。

(4)当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。

### 41 保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。

(2)当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。なお、当社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の



解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知することがあります。

(3)お客さまは、39(供給施設等の保安責任)(3)および 40(周知および調査義務)(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令等に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

(4)当社または当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

(5)お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの性状等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾をえていただきます。

(6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

#### 42 お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、40(周知および調査義務)(1)の規定により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社の承諾をえていただきます。また、当社は、これらの情報および当該一般ガス導管事業者の保安業務に有益な情報等について、当該一般ガス導管事業者へ通知いたします。

(3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合等、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用(設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの)といたします。)

(4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

イ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。  
ロ 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

ハ 料金表に定める供給ガスに適合するものであること。

ニ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定める検査の有効期限内のものであること。

ホ 当該一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。

(5)お客さまは、ガス事業法第 62 条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。

イ 当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること

ロ 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合に、保安業務に協力すること。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保

安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

#### 43 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、託送約款等に基づき、当社を通じて、当該一般ガス導管事業者へガスメーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料(検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの)といたします。(3)において同じ。)はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。

(2)当社は、当該一般ガス導管事業者が(1)により検査を行った場合で、その結果を当該一般ガス導管事業者から受領したときには、当社の定める方法により、すみやかにお客さまにお知らせいたします。

(3)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者へ請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

#### 44 ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応を実施した場合は、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社へ提供することについて、承諾するものといたします。

## 料金表 一般料金(抜粋)

### 1. 対象となるお客さま

この料金表は、別表第 5 の地域にお住まいのお客さまに適用いたします。なお、この料金表は、当社のガス小売供給約款とあわせて適用いたします。

### 4. 料金

(1) 当社は別表第 2 の料金表を適用して、ガス小売供給約款の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

### 5. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表第 2 の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第 1(4)のとおりいたします。

①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金(1 立方メートル当たり)＝基準単位料金＋0.084 円×原料価格変動額/100 円×(1＋消費税率)

②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金(1 立方メートル当たり)＝基準単位料金－0.084 円×原料価格変動額/100 円×(1＋消費税率)

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりいたします。

①基準平均原料価格(トン当たり)

66,310 円

②平均原料価格(トン当たり)

別表第 1(4)に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG 平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)およびトン当たりプロパン平均価格(算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格＝トン当たりLNG 平均価格×0.9503  
＋トン当たりプロパン平均価格×0.0546

### ③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

### (別表第 1)

#### 料金および消費税等相当額の算定方法

(4)調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

①料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日(うるう年は 2 月 29 日)に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④料金算定期間の末日が 4 月 1 日から 4 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 11 月から当年 1 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤料金算定期間の末日が 5 月 1 日から 5 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、前年 12 月から当年 2 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥料金算定期間の末日が 6 月 1 日から 6 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 1 月から 3 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦料金算定期間の末日が 7 月 1 日から 7 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 2 月から 4 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧料金算定期間の末日が 8 月 1 日から 8 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 3 月から 5 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨料金算定期間の末日が 9 月 1 日から 9 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年 4 月から 6 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用

いたします。

- ⑩料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定に当たっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

## (別表第2)

### (1)適用区分

料金表 A 使用量が0立方メートルから15立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が15立方メートルをこえ、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 C 使用量が50立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 D 使用量が200立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 E 使用量が800立方メートルをこえる場合に適用いたします。

## (2)料金表

### ①料金表 A

- a.基本料金  
1か月およびガスメーター1個につき  
946.00円(消費税等相当額を含みます)
- b.基準単位料金  
1立方メートルにつき  
200.69円(消費税等相当額を含みます)
- c.調整単位料金  
bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ②料金表 B

- a.基本料金  
1か月およびガスメーター1個につき  
1,454.20円(消費税等相当額を含みます)
- b.基準単位料金  
1立方メートルにつき  
166.81円(消費税等相当額を含みます)
- c.調整単位料金  
bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ③料金表 C

- a.基本料金  
1か月およびガスメーター1個につき  
2,013.00円(消費税等相当額を含みます)
- b.基準単位料金  
1立方メートルにつき  
155.63円(消費税等相当額を含みます)
- c.調整単位料金  
bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ④料金表 D

- a.基本料金  
1か月およびガスメーター1個につき  
7,700.00円(消費税等相当額を含みます)
- b.基準単位料金  
1立方メートルにつき  
127.20円(消費税等相当額を含みます)
- c.調整単位料金  
bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### ⑤料金表 E

- a.基本料金  
1か月およびガスメーター1個につき  
9,900.00円(消費税等相当額を含みます)
- b.基準単位料金  
1立方メートルにつき  
124.45円(消費税等相当額を含みます)
- c.調整単位料金  
bの基準単位料金をもとに5の規定により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## (別表第5)

一般料金供給地域

北海道ガス株式会社

札幌圏エリア(小樽市を除く)、千歳圏エリア、函館エリア、泉沢エリア

## 個人情報の取り扱いについて

本申込用紙にご記入されたお客さまの個人情報[氏名、住所、電話番号等連絡先情報および小売供給等契約の契約番号、供給地点に関する情報(託送供給等契約を締結する一般ガス導管事業者の供給区域、供給地点特定番号、託送契約高情報、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止処分方法)等]は、当社およびガス小売事業者・一般ガス導管事業者による託送供給契約または変更または解約、小売供給契約または廃止取次、供給地点に関する情報の確認、ガスの検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行、また、お問合せ、グループ会社・協力会社等で取扱う各種商品・サービス・キャンペーン・イベント等のご案内・ご提供・販売等およびこれらに付帯する事業・業務等のために適正な管理により共同で利用することがあります。

※当社の個人情報保護方針及び取扱方針については、こちらを参照願います。

<http://www.ichitaka.co.jp/company/privacy/>

また、当社では、ヤフー株式会社をはじめとする第三者から配信される広告を利用する場合があり、これに関連して、当該第三者が、当社ホームページを訪問したユーザーのクッキー情報・広告識別子、当社ホームページへの訪問やアプリの利用・行動情報などを取得、利用している場合があります。当該第三者によって取得されたクッキー情報・広告識別子等は、当該第三者のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。ユーザーは、以下の方法にて、当該第三者によるクッキー情報・広告識別子等の広告配信への利用を停止できます。

・ブラウザの場合

当該第三者のウェブサイトにはけられたオプトアウトページにアクセス

・アプリの場合

利用端末の広告識別子設定画面にアクセス ※詳しい設定方法は、各端末のOSを提供しているApple社、Google社などの案内を確認してください。

## ガス事業のための共同利用プライバシーポリシー

### 1. 共同利用する者の範囲

●ガス小売事業者(※1)

●一般ガス導管事業者(※2)

### 2. 共同利用の目的

●託送供給契約の締結、継続、変更または解約のため

●小売供給契約(最終保障供給に関する契約を含みます。)の廃止取次(※3)および供給者切替にともなう消費機器等の保安に関する情報の提供のため(※4)

●供給地点に関する情報の確認のため

●ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため

●消費機器調査の結果の通知・受領のため(※4)

### 3. 共同利用する情報項目(※5)

●基本情報:氏名、住所、電話番号および小売供給契約の契約番号

●供給地点に関する情報:供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、検針情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報

●供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報:ガス事業法(※6)第159条第4項に規定する通知に関する情報

### 4. 共同利用の管理責任者

●基本情報:小売供給契約を締結しているガス小売事業者(ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者とします。)

●供給地点に関する情報:供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者(一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業の供給地点を含みます。)

●供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報:小売供給契約を締結しているガス小売事業者(ただし、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、を供給区域とする一般ガス導管事業者とします。)

※1 ガス小売事業者とは、ガス事業法(※6)第6条第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、ガス小売事業者として経済産業大臣の登録を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)の附則により、ガス小売事業者の登録を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。)

※2 一般ガス導管事業者とは、ガス事業法第35条の許可を受けた事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)の附則により、一般ガス導管事業者の許可を受けたとみなされた事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等につきましては、日本ガス協会のホームページをご参照ください。)

※3 「小売供給契約の廃止取次」とは、お客さまから新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、お客さまを代行して、既存の事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

※4 ガス事業法第159条第4項の規定により、ガス小売事業者は、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知し、一般ガス導管事業者はその結果を受領します。

※5 当社は、共同利用の目的のために情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定してお客さまの個人情報を共同利用するものであり、必ずしもすべてのガス小売事業者および一般ガス導管事業者との間でお客さまの個人情報を共同利用するものではありません。

※6 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年6月24日法律第47号)第5条による改正後のガス事業法(昭和29年3月31日法律第51号)をいいます。



### 【クーリング・オフに関するお知らせ】

1. お客様が訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録（電子メール等）を発信した時（郵便消印日付や送信日時等）から発生します。
2. この場合、
  - ①お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
  - ②すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
  - ③お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
  - ④お客さまには当該商品を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面または電磁的記録（電子メール等）によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、下図のようにハガキ等に必要な事項をご記入のうえ、郵送（簡易書留が確実です。）いただくか、下記当社のお問い合わせ窓口Eメールアドレスまたはホームページのお問い合わせフォームから通知してください。Eメールによる通知の場合は、翌営業日までに受付完了メールを返信いたします。受付完了メールの返信が無い場合は当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。

Eメール customercenter@ichitaka.co.jp

お問い合わせフォーム <https://www.ichitaka.co.jp/toshigas/>

|                                                                                                                               |                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>郵便はがき<br/>〒064-0808<br/>札幌市中央区南八条西六丁目<br/>一〇三六番地<br/>株式会社いちたかガスワン 行</div> <div>●●●ご住所<br/>●●●ご契約者名フリガナ<br/>●●●電話番号</div> | <div>申込（契約）日<br/>○●○年○月○日</div> <div>●●●販売店名<br/>●●●販売店住所<br/>●●●電話番号<br/>●●●商品名</div> <div>右記日付の申込は撤回し、<br/>又は契約を解除します。</div> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

一般料金(北海道ガス地区)お申込みのお客さまへ

## セット割引(割引プラン)重要事項説明

## 1. 割引プランの説明

「一般料金(北海道ガス地区)」と株式会社いちたかガスワン(以下「当社」という)が販売する「ガスワン灯油」または株式会社エネワンでんきが販売し当社が取り扱う「エネワンでんき」(以下「エネワンでんき」という)をご家庭でご利用の個人のお客さまで、都市ガスと請求をおまとめいただいた場合、毎月121円(税込)を割引いたします。

## 2. 適用条件

本割引プランは、当社が販売する都市ガスの料金プラン「一般料金(北海道ガス地区)」にお申込みいただき、次の条件を満たしたお客さまが対象になります。なお、「ガスワン灯油」はホームタンク(200L型以上)もしくはドリップメーターにて「ガスワン灯油」を直近6か月以内(ただし、6月から8月は除外して算定するものとします。)に購入(ホームタンクの場合、補給を受けるお客さまの希望により当社が給油を行うことをいい、ドリップメーターの場合にはお客さまが「ガスワン灯油」を使用することをいいます。)があり、都市ガスと同一の使用場所に限りです。

- イ. 当社が販売する「ガスワン灯油」または「エネワンでんき」を新規でお申込みいただき、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。
- ロ. 当社が販売する「ガスワン灯油」または「エネワンでんき」を既にご使用いただいております、都市ガスと請求をおまとめいただいたお客さま。

## 3. 割引金額と割引の方法

毎月の当社からのご請求金額より、「セット割引」として121円(税込)を割引いたします。

## 4. 適用とならない場合

本割引プランは、次の場合適用外となります。

- イ. 「一般料金(北海道ガス地区)」を解約したとき。
- ロ. 「ガスワン灯油」または「エネワンでんき」を解約したとき。
- ハ. 「一般料金(北海道ガス地区)」および「ガスワン灯油」または「エネワンでんき」の請求がまとめ請求でなくなったとき。
- ニ. 申込み内容に虚偽の記載があったとき、その他当社が不適当と認めたとき。
- ホ. ガス料金の支払いに遅延、不履行が有る場合は、その月の「セット割引」は適用済みであっても遡って適用外とする場合があります。
- ヘ. 「ガスワン灯油」のお取引を一定期間為されなかったとき。

## 5. その他

- イ. 本割引プランは当社が実施する他の割引プラン等と重複して割引を受けることが出来ません。
- ロ. 「一般料金(北海道ガス地区)」を解約した場合でも、「ガスワン灯油」、「エネワンでんき」は継続してご利用いただけます。この場合、割引の適用は解除されます。
- ハ. 当社は事前の予告無く、サービスの変更または終了することがあります。

- 割引プラン等についてのお問い合わせは、下記にご連絡ください。  
株式会社いちたかガスワン(登録番号:B0057)  
住 所:〒064-0808 北海道札幌市中央区南8条西6丁目1036番地  
電話番号:0120-296-365  
受付時間:平日9ー17時